

令和元年 地方分権改革に関する提案募集

液化石油ガスの保安の確保及び取引の
適正化に関する法律に基づく事務・
権限の都道府県から指定都市への移譲

令和元年7月17日 熊本市

1 背景

高压ガス保安法

→ 高压ガス全般の製造、貯蔵、消費、販売、運搬、容器等を規制

LPガスの普及と消費先（一般家庭）での事故の増加

液石法（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）

→ 高压ガスの中でも一般消費（民生）用途のLPガスの販売事業
とそれに伴う充填、貯蔵等を規制

高压ガス保安法の適用範囲

(指定都市の長が所管)

製造・貯蔵・消費・販売



輸入

LPG基地
製造

充填所
製造・貯蔵・販売

移動

バルクローリー

移動

充填

消費

移動

移動

移動

販売事業者
販売・貯蔵

液石法の適用範囲

(都道府県知事が所管)

高圧ガス保安法の権限移譲

【従来】 高圧ガス保安法、液石法 ⇒ 都道府県

平成27年6月 第5次地方分権一括法成立

平成30年4月～ 指定都市に高圧ガス保安法の権限移譲

【現在】 高圧ガス保安法 ⇒ 指定都市 液石法 ⇒ 都道府県

2 支障事例

① 事故対応の複雑さ

LPガス漏洩



施工不良や設備の
経年劣化等が原因

事故や自然災害等
が原因

液石法の事故として
都道府県が調査・報告

着手時の
判断の難しさ

高圧ガス保安法の事故として
指定都市が調査・報告

【事例①－ 1】 交通事故に伴うLPガス漏洩事故

深夜、市内の飲食店のLPガスボンベに自動車が発生した。119番通報により市の消防隊が出動し、負傷者の搬送と応急的な漏洩停止措置を実施したが、漏洩事故の調査は必要性を認識できず実施しなかった。

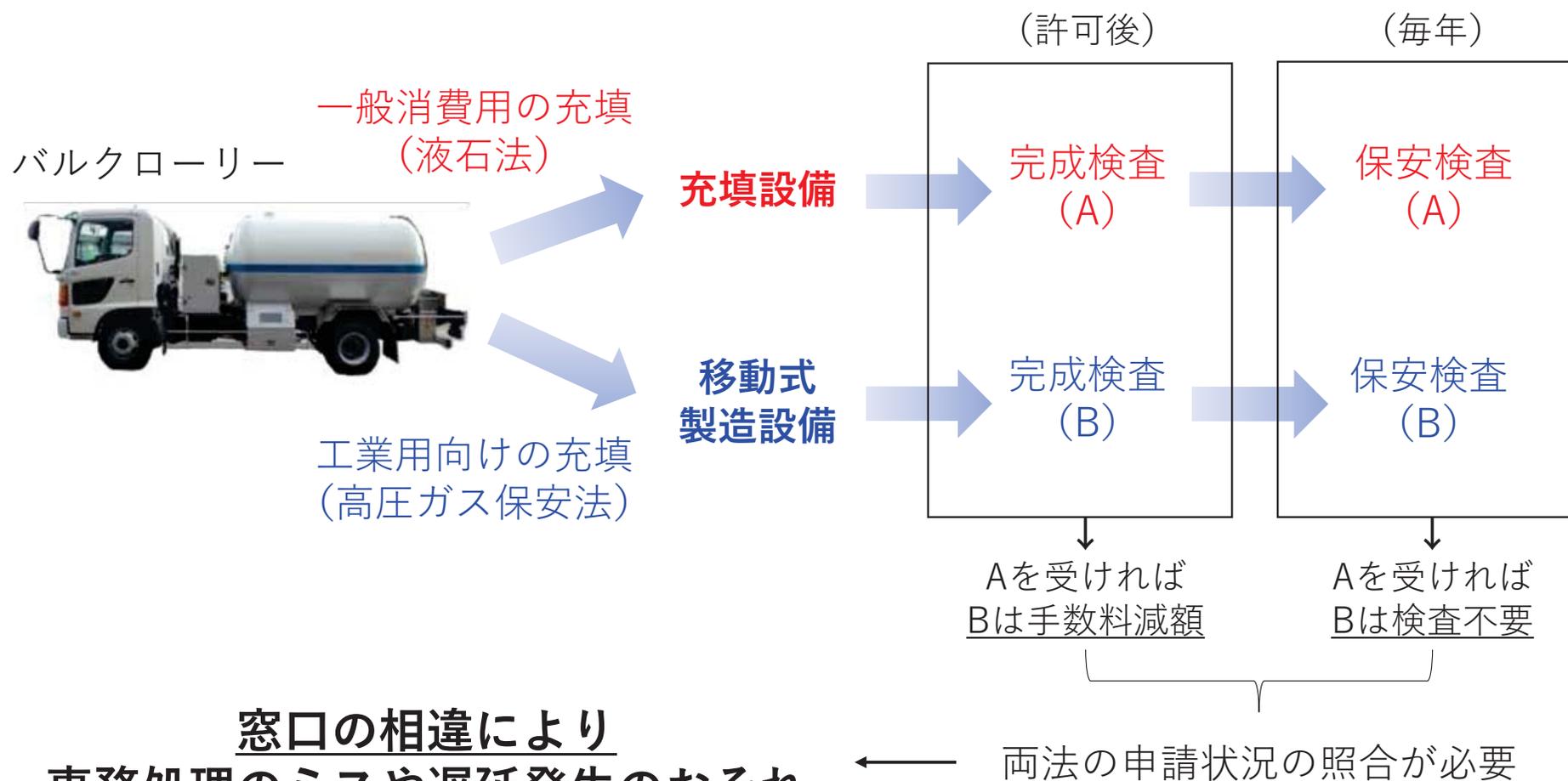
翌日、販売事業者から事故発生を報告を受けた県が調査に着手したことで、高圧ガス保安法の事故であることが判明し、市で対応を引き継いだ。

【事例①－ 2】 露店販売車両内でのLPガス漏洩・爆発事故

露店販売の車内における爆発事故が市内で発生した。当初、調理用燃料として搭載されていたLPガスに起因する一般消費中の事故と見込まれ、県が調査に着手したが、漏洩や引火の原因解明に時間を要した。

後日、漏洩は予備ボンベのバルブの緩み、引火は車両のエンジン始動が原因と推定されたことで、一般消費中の事故にはあたらなくなり、高圧ガス保安法の事故として市が処理を引き継いだ。

② 両法の適用を受ける施設の検査に係る手続きの複雑さ



【事例②－１】 手数料金額の不確定による完成検査申請受付の遅延

移動式製造設備（バルクローリー）の完成検査の申請を受けた際、液石法における県知事の許可の有無や完成検査の申請状況が不明であったため、徴収すべき手数料の金額を確定できなかった。その場で県の担当課に照会を行ったが、担当者が不在で確証が得られず、申請者に出直しと再確認をお願いすることとなった。

【事例②－２】 保安検査申請における手数料徴収ミスのおそれ

高圧ガス事業所から定置式製造設備（コンプレッサー）と移動式製造設備（バルクローリー）の保安検査の申請に来られた際、これらを合算した手数料を準備されていた。液石法の許可を受けた施設かどうか聞き取りでは判明せず、県の担当者に確認したところ、移動式製造設備については液石法の充填設備の許可も受けた施設で、保安検査も受検済みであることが判明したため、定置式製造設備分のみの手数料を徴収した。

3 求める措置

液石法に基づく

- ・ 販売事業の登録
- ・ 保安機関の認定
- ・ 貯蔵施設（特定供給設備）の許可
- ・ 充填設備の許可 等

に係る知事の事務・権限の指定都市の長への移譲

※ 権限移譲の検討にあたっては、指定都市個々の意向を十分に確認いただきたい。

4 制度改正による効果

- ▶ 支障事例の解消による事務処理の円滑化
- ▶ 液石法における消防長等に係る事務手続きの効率化
 - ・ 貯蔵施設等の許可に伴う管轄消防長等への意見照会
 - ・ 各種申請等に伴う管轄消防長等への通報
- ▶ 液化石油ガス関連の窓口一本化による申請等に係る事業者負担の軽減

住民サービスの向上

5 懸念事項とその解消策

複数の市町村で活動する事業者の行政手続等の負担の増加とならないよう
販売所や事務所を一の指定都市の区域内のみに有する事業者に関するもの
に限定して移譲

100

